

平成28年度 津市地域防災計画（津波対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新
1	2	7	〔注記〕 要配慮者 高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等は、災害時には自らが適切な行動をとりにくく被害を受けやすい条件にあるため、特に配慮を要する要配慮者といいます。	〔注記〕 要配慮者 高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等の災害時に自らが適切な行動をとりにくく、被害を受けやすい条件にある特に配慮を要する者をいいます。
2	9	図中	<p>第3節 津波災害予防対策の推進</p> <p>○ 略</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">津波災害予防対策の推進</div> <ul style="list-style-type: none"> 1 危険性の情報提供 記載なし 2 津波避難計画の作成 3 津波避難への公共施設の活用 4 高台防災公園の整備 5 津波避難ビル・津波避難協力ビルの指定推進 6 津波避難スペースの確保 記載なし 7 津波を想定した防災訓練の実施 8 市民等の役割 9 事業所の役割 </div>	<p>第3節 津波災害予防対策の推進</p> <p>○ 略</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">津波災害予防対策の推進</div> <ul style="list-style-type: none"> 1 危険性の情報提供 2 一時的な避難体制の整備 3 津波避難計画の作成 4 津波避難への公共施設の活用 5 高台防災公園の整備 6 津波避難ビル・津波避難協力ビルの指定推進 7 津波避難スペースの確保 8 広域避難体制の整備 9 津波を想定した防災訓練の実施 10 市民等の役割 11 事業所の役割 </div>
3	9	7	1 危険性の情報提供（危機管理部） (1) 津波ハザードマップ 略	1 危険性の情報提供（危機管理部） (1) 津波ハザードマップ 略

No.	頁	行	旧	新
			<p>(2) 海拔表示</p> <p>市は、津波時の迅速な避難の目安となるよう、<u>津波浸水予測地域内及びその他周辺の避難所及び一時避難場所、市道上のカーブミラーや電柱に海拔表示の設置を進めます。</u></p> <p><u>記載なし</u></p>	<p>(2) 海拔表示</p> <p>市は、津波時の迅速な避難の目安となるよう、<u>津波浸水予測地域内及び地域外の避難所並びに一時避難場所に海拔表示の設置を進めます。また、津波浸水予測地域内にある電柱等への海拔表示の設置に努めます。</u></p> <p>2 一時的な避難体制の整備</p> <p>(1) <u>指定緊急避難場所（緊急一時的な避難ができる施設）の指定</u></p> <p><u>災害の種類や状況によって、危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、災害対策基本法第 49 条の 4 の規定に基づき、災害の種類ごとに指定緊急避難場所として指定します。</u></p> <p><u>《指定基準》</u></p> <p>ア 「津波」の指定</p> <p><u>「津波」の指定は、平成 23 年度地震被害想定調査に基づく津波浸水予測図により、津波の浸水が想定される津地域、久居地域、河芸地域、香良洲地域の沿岸部を対象とします。</u></p> <p><u>(ア) 津波浸水予測図に基づき、津波浸水予測区域外にある公園などのオープンスペースを基本に指定します。ただし、津波浸水予測区域内の建物であっても、津波に対して安全な構造の建物（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）第 56 条第 1 項第 1 号及び津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成 23 年 12 月 26 日国土交通省令第 99 号）第 31 条第 1 号に掲げる基準に適合する建物）については指定します。</u></p> <p><u>(イ) 建物の構造が鉄筋コンクリート造（RC 造）もしくは鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC 造）であり、3 階以上の建物であること。ただし、屋上に避難可能なスペースがある 2 階建ての建物については指定できるものとします。</u></p>

No.	頁	行	旧	新
			記載なし	<p>(2) <u>一時避難場所の指定</u> <u>緊急一時的な避難の場である一時避難場所については、災害対策基本法第 49 条の 4 の規定に適合する施設等を選定・指定するものとし、併せて、同条に基づく指定緊急避難場所に指定します。なお、一時避難場所については、緊急一時的な避難場所であり、職員の配備及び食料等の備蓄は行わないものとします。</u> <u>《一時避難場所の選定基準》</u> <u>ア 一時避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持ち、津波に対して安全な構造の建物等であること。</u> <u>イ 避難者一人当たりの面積が、概ね 1 m²以上であること。</u> <u>ウ 危険な地域を避けること。</u> <u>(ア) 津波が予測される区域</u> <u>(イ) 危険物等が備蓄されている施設の周囲</u> <u>(ウ) 耐震性が確保されていない建物の周囲</u> <u>エ 浸水が予測されている施設については、浸水深より上に有効な避難スペースがあること。</u></p> <p>(3) <u>避難路の選定基準</u> <u>ア 危険のないところ</u> <u>(ア) 津波等が予測される区域以外にあること。</u> <u>(イ) 地下に危険な埋設物がないこと。</u> <u>(ウ) 倒壊により道路を閉塞するおそれのある建物や構造物等が沿線にないこと。</u> <u>イ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。</u> <u>ウ 避難路は相互に交差しないこと。</u> <u>エ 避難場所まで複数の道路を確保すること。</u></p> <p>(4) <u>地域住民の参画</u> <u>避難場所や避難路の選定は、地域の自主防災組織、住民の参画を得て行います。</u></p> <p>(5) <u>避難誘導體制の整備</u> <u>ア 市は、自主防災組織等と協力し、危険箇所・津波の浸水区域等を把握し、住民等の安全な避難誘導が行えるよう体</u></p>

No.	頁	行	旧	新
			<p><u>記載なし</u></p> <p>2 津波避難計画の作成（危機管理部、河芸総合支所、香良洲総合支所） 略</p> <p>3 津波避難への公共施設の活用（危機管理部、各施設管理者） 略</p> <p>4 高台防災公園の整備（建設部） 略</p> <p>5 津波避難ビル・津波避難協力ビルの指定推進（危機管理部） 略</p> <p>6 津波避難スペースの確保（危機管理部） 略</p> <p><u>記載なし</u></p>	<p>制づくりを行います。</p> <p><u>イ 避難にあたっては、避難行動要支援者の安全を優先して確保するため、消防団、自主防災組織を中心に自治会、福祉関係機関等と連携を図り、地域の特性を考慮します。また、避難行動要支援者のそれぞれの特性にも配慮し、避難行動要支援者と一緒に避難する避難誘導體制を整備します。</u></p> <p><u>ウ 駅、学校、保育所、福祉施設、病院、図書館など多くの人に利用される施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練に努めます。</u></p> <p><u>エ 一時避難場所並びに避難場所を示す標識、案内板を設置します。</u></p> <p><u>オ 一時避難場所並びに避難場所へ誘導する標識、案内板を設置します。</u></p> <p><u>カ 夜間においても確認できる標識、案内板を設置します。</u></p> <p><u>キ 市の広報紙や地域における自主防災組織等の避難訓練により一時避難場所並びに避難場所について住民への周知を図ります。</u></p> <p>3 津波避難計画の作成（危機管理部、河芸総合支所、香良洲総合支所） 略</p> <p>4 津波避難への公共施設の活用（危機管理部、各施設管理者） 略</p> <p>5 高台防災公園の整備（建設部） 略</p> <p>6 津波避難ビル・津波避難協力ビルの指定推進（危機管理部） 略</p> <p>7 津波避難スペースの確保（危機管理部） 略</p> <p>8 <u>広域避難体制の整備（危機管理部、市民部、政策財務部）</u> <u>地震、津波等の大規模災害発生時には、沿岸部等の住民が高台にある避難所へ避難することが想定され、すべての避難者を収容することが困難となります。収容しきれない他地域からの</u></p>

No.	頁	行	旧	新
			<p><u>7</u> 津波を想定した防災訓練の実施（危機管理部、消防本部、教育委員会事務局、健康福祉部）</p> <p>市は、「震災対策編 第2編 第2章 第2節 防災訓練の実施」に準じて、各種防災訓練を実施しますが、<u>津波による被害を防止するため、迅速かつ的確な避難行動等が行えるよう自主防災組織等の関係機関を含めた防災訓練の実施に努めます。</u></p> <p><u>8</u> 市民等の役割 略</p> <p><u>9</u> 事業所の役割 略</p>	<p><u>避難者を、他の避難所へ移送するため、十分な避難スペースを確保するとともに、移送体制を整備します。</u></p> <p><u>ア 移送は、徒歩又は車両を使用して行います。</u></p> <p><u>イ 状況に応じて、三重県に避難者の移送を要請します。</u></p> <p><u>ウ 市は、移送手段確保のため、民間事業者との応援協定の締結に努めます。</u></p> <p><u>エ 要配慮者に配慮し、移送先を決定します。</u></p> <p><u>9</u> 津波を想定した防災訓練の実施（危機管理部、消防本部、教育委員会事務局、健康福祉部）</p> <p>市は、「震災対策編 第2編 第2章 第2節 防災訓練の実施」に準じて、各種防災訓練を実施しますが、<u>津波から一人でも多くの要配慮者等の人命を救うため、津市避難行動要支援者名簿を活用し、自主防災組織等の関係機関を含めた防災訓練の実施に努めます。</u></p> <p><u>10</u> 市民等の役割 略</p> <p><u>11</u> 事業所の役割 略</p>
4	22	4	<p>1 監視・警戒活動の実施（建設部、下水道局、農林水産部、消防本部）</p> <p>(1) 監視・警戒</p> <p>市は、津波警報等が発表された場合又は地震による津波災害の発生が予想される場合、<u>水防法第9条の規定に基づき、直ちに河川及び海岸の堤防施設や防潮扉、水門、樋門等の津波防護上重要な各種施設の巡視及び警戒にあたり、被害状況等を把握します。</u></p> <p>以下、略</p>	<p>1 監視・警戒活動の実施（建設部、下水道局、農林水産部、消防本部）</p> <p>(1) 監視・警戒</p> <p>市は、津波警報等が発表された場合又は地震による津波災害の発生が予想される場合、<u>削除 直ちに河川及び海岸の堤防施設や防潮扉、水門、樋門等の津波防護上重要な各種施設の巡視及び警戒にあたり、被害状況等を把握します。</u></p> <p>以下、略</p>

No.	頁	行	旧	新																																																																																																														
5	40	表中	2 津波避難ビル・津波避難協力ビル指定一覧（危機管理部） （1）津波避難ビル （津地域）	2 津波避難ビル・津波避難協力ビル指定一覧（危機管理部） （1）津波避難ビル （津地域）																																																																																																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>階数</th> <th>海拔 (m)</th> <th>避難場所</th> <th>避難 入口</th> <th>地震自動 開錠鍵 ボックス</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>収容 人数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>北立誠 小学校</td> <td>江戸橋一 丁目 30</td> <td>3 階</td> <td>1.7</td> <td>3 階, 屋上</td> <td>昇降口</td> <td>設置済</td> <td>1,390</td> <td>1,390</td> </tr> <tr> <td colspan="10">中略</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>百五銀 行丸之 内本部 棟</td> <td>丸之内 31-21</td> <td>12 階</td> <td>2.4</td> <td>5 階食堂</td> <td>西側通 用口</td> <td></td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td colspan="10">記載なし</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	所在地	階数	海拔 (m)	避難場所	避難 入口	地震自動 開錠鍵 ボックス	面積 (㎡)	収容 人数 (人)	1	北立誠 小学校	江戸橋一 丁目 30	3 階	1.7	3 階, 屋上	昇降口	設置済	1,390	1,390	中略										60	百五銀 行丸之 内本部 棟	丸之内 31-21	12 階	2.4	5 階食堂	西側通 用口		400	400	記載なし										<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>階数</th> <th>海拔 (m)</th> <th>避難場所</th> <th>避難 入口</th> <th>地震自動 開錠鍵 ボックス</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>収容 人数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>北立誠 小学校</td> <td>江戸橋一 丁目 30</td> <td>3 階</td> <td>1.7</td> <td>3 階, 屋上</td> <td>昇降口</td> <td>設置済</td> <td>1,390</td> <td>1,390</td> </tr> <tr> <td colspan="10">中略</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>百五銀 行丸之 内本部 棟</td> <td>丸之内 31-21</td> <td>12 階</td> <td>2.4</td> <td>5 階食堂</td> <td>西側通 用口</td> <td></td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>61</td> <td>津市防 災物流 施設</td> <td>雲出伊倉 津町 792 -1</td> <td>3 階</td> <td>2.0</td> <td>3 階, 屋上</td> <td>外部階 段出入 口</td> <td>設置済</td> <td>1,080</td> <td>1,080</td> </tr> <tr> <td>62</td> <td>相生会 館</td> <td>相生町 383</td> <td>2 階</td> <td>2.1</td> <td>屋上</td> <td>外部階 段出入 口</td> <td>設置済</td> <td>84</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	所在地	階数	海拔 (m)	避難場所	避難 入口	地震自動 開錠鍵 ボックス	面積 (㎡)	収容 人数 (人)	1	北立誠 小学校	江戸橋一 丁目 30	3 階	1.7	3 階, 屋上	昇降口	設置済	1,390	1,390	中略										60	百五銀 行丸之 内本部 棟	丸之内 31-21	12 階	2.4	5 階食堂	西側通 用口		400	400	61	津市防 災物流 施設	雲出伊倉 津町 792 -1	3 階	2.0	3 階, 屋上	外部階 段出入 口	設置済	1,080	1,080	62	相生会 館	相生町 383	2 階	2.1	屋上	外部階 段出入 口	設置済	84	84
				施設名	所在地	階数	海拔 (m)	避難場所	避難 入口	地震自動 開錠鍵 ボックス	面積 (㎡)	収容 人数 (人)																																																																																																						
			1	北立誠 小学校	江戸橋一 丁目 30	3 階	1.7	3 階, 屋上	昇降口	設置済	1,390	1,390																																																																																																						
			中略																																																																																																															
			60	百五銀 行丸之 内本部 棟	丸之内 31-21	12 階	2.4	5 階食堂	西側通 用口		400	400																																																																																																						
記載なし																																																																																																																		
	施設名	所在地	階数	海拔 (m)	避難場所	避難 入口	地震自動 開錠鍵 ボックス	面積 (㎡)	収容 人数 (人)																																																																																																									
1	北立誠 小学校	江戸橋一 丁目 30	3 階	1.7	3 階, 屋上	昇降口	設置済	1,390	1,390																																																																																																									
中略																																																																																																																		
60	百五銀 行丸之 内本部 棟	丸之内 31-21	12 階	2.4	5 階食堂	西側通 用口		400	400																																																																																																									
61	津市防 災物流 施設	雲出伊倉 津町 792 -1	3 階	2.0	3 階, 屋上	外部階 段出入 口	設置済	1,080	1,080																																																																																																									
62	相生会 館	相生町 383	2 階	2.1	屋上	外部階 段出入 口	設置済	84	84																																																																																																									
6	43	表中	3 津波浸水時に使用しない指定避難所一覧（危機管理部） （津地域）	3 津波浸水時に使用しない指定避難所一覧（危機管理部） （津地域）																																																																																																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>避難所名</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>さくら児童館</td> <td>中河原 2075</td> <td>記載なし</td> </tr> </tbody> </table>	番号	避難所名	所在地	備考	21	さくら児童館	中河原 2075	記載なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>避難所名</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>さくら児童館</td> <td>中河原 2075</td> <td>津波避難ビル</td> </tr> </tbody> </table>	番号	避難所名	所在地	備考	21	さくら児童館	中河原 2075	津波避難ビル																																																																																														
			番号	避難所名	所在地	備考																																																																																																												
21	さくら児童館	中河原 2075	記載なし																																																																																																															
番号	避難所名	所在地	備考																																																																																																															
21	さくら児童館	中河原 2075	津波避難ビル																																																																																																															